

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について</p> <p>① オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者等に対して、以下の事項に関し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。</p> <p>② 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。</p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>【ファンドの募集等を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <p>① <u>ファンド名</u></p> <p>② <u>業者区分</u></p> <p>③ <u>取り扱う業務</u></p> <p>④ <u>ファンドの形態</u></p> <p>⑤ <u>運用期間に関する事項</u></p>	<p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について</p> <p>オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者等に対して、以下の事項に関し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。</p> <p>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。</p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

⑥ 販売形態

⑦ 権利者（金商法第2条第2項第5号又は6号に掲げる権利を有する者をいう。Ⅱ-1-1（4）において同じ。）に関する事項

⑧ 直近1年間の募集等の額

⑨ 運用財産額に関する事項

⑩ 純財産額に関する事項

⑪ 商品分類に関する事項

⑫ 投資対象に関する事項

（注）モニタリング調査表の提出を求める対象となる「ファンドの募集等を行う者」とは、以下の者をいう。

・金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るものの募集又は私募を業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）

・金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する投資証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）

・金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する外国投資証券のうち、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦の事項を除き、⑨～⑫の事項は、日本証券業協会自主規制規則「外国証券の取引に関する規則」第16条第3号に規定する代行協会員が設置されている場合にあつては、当該代行協会員に限る。）

・金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行う者

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

<p>・ <u>金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者</u></p> <p>【<u>ファンドの運用を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）</u>】</p> <p>① <u>ファンド名</u></p> <p>② <u>業者区分</u></p> <p>③ <u>取り扱う業務</u></p> <p>④ <u>ファンドの形態</u></p> <p>⑤ <u>運用期間に関する事項</u></p> <p>⑥ <u>権利者に関する事項</u></p> <p>⑦ <u>運用財産額に関する事項</u></p> <p>⑧ <u>純財産額に関する事項</u></p> <p>⑨ <u>商品分類に関する事項</u></p> <p>⑩ <u>投資対象に関する事項</u></p> <p><u>（注1）モニタリング調査表の提出を求める対象となる「ファンドの運用を行う者」とは以下の者をいう。</u></p> <p>・ <u>金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を業として行う者</u></p> <p>・ <u>金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者</u></p> <p>・ <u>金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に関する投資として、金商法第2条第8項第15号ハに掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を業として行う者</u></p> <p>・ <u>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第16条第1項第10号ホの届出を行っている者</u></p>	<p>（削除）</p>
---	-------------

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

（注２）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の認可を受けた金融機関（信託兼営金融機関）が行う業務のうち、金商法第２条第８項第１４号及び第１５号に掲げる行為（これらの規定の金銭その他の財産を信託財産として所有して行うものに限る。）を行う業務に関するものは、対象とならないことに留意する。

（５）～（８）（略）

Ⅲ．監督上の評価項目と諸手続（共通編）

Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）

Ⅲ－２－３ 勧誘・説明態勢

Ⅲ－２－３－４ 顧客に対する説明態勢

金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。

（注）なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。

（１）説明態勢に関する主な着眼点

①（略）

（５）～（８）（略）

Ⅲ．監督上の評価項目と諸手続（共通編）

Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）

Ⅲ－２－３ 勧誘・説明態勢

Ⅲ－２－３－４ 顧客に対する説明態勢

金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。

（注）なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。

（１）説明態勢に関する主な着眼点

①（略）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

② 適切な商品・サービス説明等の実施

イ.～ホ.（略）

へ. 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。

また、投資信託委託会社（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。VI-2-3-4において同じ。）は、市場動向の急変時や市場に重大なインパクトを与える事象の発生時において、運用状況等についてのレポートを速やかに作成し、販売した金融商品取引業者に提供しているか。

ト.・チ.（略）

③・④（略）

(2)・(3)（略）

IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）

IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）

IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性

IV-3-1-3 取引一任契約等

(1) 関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項

② 適切な商品・サービス説明等の実施

イ.～ホ.（略）

へ. 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。

また、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。VI-2-3-4において同じ。）は、市場動向の急変時や市場に重大なインパクトを与える事象の発生時において、運用状況等についてのレポートを速やかに作成し、販売した金融商品取引業者に提供しているか。

ト.・チ.（略）

③・④（略）

(2)・(3)（略）

IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）

IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）

IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性

IV-3-1-3 取引一任契約等

(1) 関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

<p>定義府令第16条第1項第8号口の規定に基づく契約を締結しようとする場合の届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第16条第1項第8号口の規定に基づく契約を締結しようとする場合の届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（以下略）</p>
--	---